平成 25 年 5 月 10 日

各　　位

会 社 名　株式会社　七十七銀行
代表者名　取締役頭取　氏家 照彦
（コード番号 8341 東証第一部・札証）
問合せ先　取締役総合企画部長 小林 英文
（TEL 022-267-1111）

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 129 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

当行は、地域と共にある金融機関として、甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、国と連携してお取引先への十分な資金供給をはかることを目的として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成16年法律第128号）に基づく国の資本参加を申請する場合に備えて、定款の定めにより普通株式とは異なる種類の株式（Ａ種優先株式）の発行を可能としておりますが、東日本大震災に対処するための「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等の改正により、国の資本参加にかかる資本の種類の多様化がはかられるなかで、当行では「劣後ローン」を借入れるなど、足元の経営環境等を総合的に勘案いたしますと、Ａ種優先株式の発行に関連する定款の定めの必要性がないことから、関連する定めを削除する定款変更を行うものであります。

また、社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約の定めの新設については、予め各監査役の同意を得ております。

（１）Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数の定めを削除するため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）について文言を削除するものであります。

（２）Ａ種優先株式に関連する定めを削除するため、現行定款第 2 章の 2（優先株式）を削除するものであります。

（３）種類株主総会に関連する定めを削除するため、現行定款第 19 条（種類株主総会）を削除するものであります。

（４）社外取締役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 27 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。

（５）社外監査役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 37 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

（６）現行定款第 19 条の削除ならびに変更案第 27 条および第 37 条の新設により、条数を変更するものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

３．日　程

| | |
|---|---|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 6 月 27 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 6 月 27 日 |

以　上

（別　紙）

定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第２章　　株　　式 | 第２章　　株　　式 |
| （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）<br>第　６　条　当銀行の発行可能株式総数は 13 億 4,400 万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 13 億 4,400 万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は 13 億 4,400 万株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第　６　条　当銀行の発行可能株式総数は 13 億 4,400 万株とする。 |
| （単元株式数）<br>第　８　条　当銀行の全ての種類の単元株式数は、1,000 株とする。 | （単元株式数）<br>第　８　条　当銀行の単元株式数は、1,000 株とする。 |
| 第２章の２　　優　　先　　株　　式 | |
| （Ａ種優先配当金）<br>第 12 条の２　当銀行は、第 40 条第１項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は 8％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第 12 条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。<br>２．ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。<br>３．Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第 758 条 | （削除） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
| --- | --- |
| 第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第 763 条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 | |
| （A種優先中間配当金）<br>第12条の３　当銀行は、第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。 | （削除） |
| （A種優先株主に対する残余財産の分配）<br>第12条の４　当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。<br>２．A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 | （削除） |
| （A種優先株主の議決権）<br>第12条の５　A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。 | （削除） |
| （普通株式を対価とする取得請求権）<br>第12条の６　A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場 | （削除） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
| --- | --- |
| 合、当銀行はA種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、第 3 項に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。<br>2．取得請求期間は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。<br>3．当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。<br>4．取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。 | |
| （金銭を対価とする取得条項）<br>第 12 条の 7　当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。<br>2．当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式 1 株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。 | （削除） |
| （普通株式を対価とする取得条項）<br>第 12 条の 8　当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優 | （削除） |

| 現 行 定 款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 | |
| （株式の分割または併合および株式無償割当て）<br>第 12 条の９　当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。<br>２．当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。 | （削除） |
| 第３章　株　主　総　会 | 第３章　株　主　総　会 |
| （種類株主総会）<br>第 19 条　第 15 条、第 16 条、第 17 条および第 18 条第１項の規定は種類株主総会にこれを準用する。<br>２．第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。<br>３．会社法第 324 条第２項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。 | （削除） |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| 第 20 条～第 27 条　（条文省略） | 第 19 条～第 26 条　（現行どおり） |
| （新設） | （社外取締役の責任限定契約）<br>第 27 条　当銀行は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<br>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査役および監査役会 |
| （新設） | （社外監査役の責任限定契約）<br>第 37 条　当銀行は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠った |

| 現 行 定 款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| | ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<br>　ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 |
| 第 37 条～第 38 条　（条文省略） | 第 38 条～第 39 条　（現行どおり） |
| 第６章　計　　算<br>第 39 条～第 42 条　（条文省略） | 第６章　計　　算<br>第 40 条～第 43 条　（現行どおり） |

以　上